

番号	図 書 名	事前	事前 変更	事前 結果	*32 条	*32 条 変更	29 条	35 条 の 2	摘 要	チ ェ ッ ク
1	事前協議書 (様式1)	○	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 <u>市長名</u>」と記入すること。</li> <li>・各欄の必要事項を記入し、該当項目を○印で囲むこと。</li> <li>・位置の表示は、全部事項証明書に記載内容と整合させること。(地番は「〇〇番〇〇」と記入。他の図書も同様)</li> <li>・提出部数は、正1部+意見照会各課関係機関数(20~30程度)となる。担当者が決裁後、部数(提出先)を連絡するので、別紙(意見照会添付書類・図書)に基づき提出すること。</li> <li>・設計資格の内容(省令第19条参照)を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
1 -1	事前変更協議書 (様式1)	—	○	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事前協議書」の摘要を確認</li> <li>・「事前」を「事前変更」とする。</li> <li>・変更部分を2段書きとすること。(右肩に凡例表示)(※注3参照)</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	事前協議結果報告書 (様式4-2)	—	—	○	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 <u>市長名</u>」と記入すること。</li> <li>・所在、面積は、開発区域及び関連区域それぞれを記入すること。</li> <li>・備考欄は、法32条及び公益的施設協議の対象となる公共施設及び公益的施設を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	都市計画法第32条等 による協議について (様式7)  公益的施設に係る 協議書(様式7-1)	—	—	—	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 <u>市長名</u> 様」と記入すること。</li> <li>・公益的施設がある場合は、(様式7-1)を添付すること。</li> <li>・各施設管理者へ直接提出すること。</li> <li>・県又は国等が管理する施設については、各管理者と協議すること。</li> <li>・開発区域及び関連区域に含まれるすべての地番を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3 -1	都市計画法第32条等 による変更協議につい て(様式7)  公益的施設に係る 変更協議書 (様式7-1)	—	—	—	—	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法第32条等による協議について」の摘要を確認</li> <li>・「協議」を「変更協議」とする。</li> <li>・変更部分を2段書きとすること。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	開発行為許可申請書 (様式8)  開発行為許可通知書 (様式9)	—	—	—	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付は、受付時に記入すること。</li> <li>・あて先を「大津市長 <u>市長名</u>」と記入すること。</li> <li>・開発区域及び関連区域に含まれる地域の名称は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は、別紙に記入すること。)</li> <li>・面積は、開発区域及び関連区域それぞれを小数第2位まで記入すること。</li> <li>・正1部提出すること。なお、副については、許可通知書を作成し、正に添付すること。</li> <li>・その他必要な事項は、他法令関係を記入すること。</li> <li>・受付時に、審査手数料を市発行の納付書で納付すること。</li> <li>・「工事着手、完了予定年月日」は、工程表と整合させること。なお、工事着手予定日は、許可後とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類）

\*32条、32条変更は各施設管理者に直接提出

番号	図 書 名	事前	事前 変更	事前 結果	*32 条	*32 条 変更	29 条	35 条 の 2	摘 要	チ ェ ッ ク
5	開発行為 変更許可申請書 (様式18)  開発行為 変更許可通知書 (様式19)	-	-	-	-	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付は、受付時に記入すること。</li> <li>あて先を「大津市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市長名</span>」と記入すること。</li> <li>変更部分を二段書きとすること。</li> <li>開発区域及び関連区域に含まれる地域の名称は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は別紙に記入すること。)</li> <li>面積は、開発区域及び関連区域それぞれを小数第2位まで記入すること。</li> <li>正1部提出すること。なお、副については、許可通知書を作成し、正に添付すること。</li> <li>その他必要な事項は、他法令関係を記入すること。</li> <li>受付時に、審査手数料を市発行の納付書で納付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	位置図 縮尺:1/2500程度	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の地図を用いること。(最近の開発事業も反映すること)</li> <li>方位、縮尺を表示すること。</li> <li>区域界を明確に表示すること。(開発区域(赤線)、関連区域(緑線)で表記して下さい。)</li> <li>開発区域内を着色(黄)すること。尚、区域内の現況線は削除すること。</li> <li>区画割を反映すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	分化調書 (様式38)	△	-	-	-	-	△	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案基準1に該当する場合、添付すること。</li> <li>面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>申請者を中心とした家族構成図を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	委任状	○	○	-	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付を記入し、朱印のものを添付すること。</li> <li>様式は任意(なるべく、工事検査済証の受領までの委任内容とすること。)</li> <li>委任を受ける方の住所、氏名、連絡先を記入すること。</li> <li>法32条の時は、写しでも可。法29条の時は、原本。</li> <li>法32条変更、法35条の2の変更時は、変更に関する委任となっていること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	申請理由書 (別紙となる場合)	△	-	-	-	-	△	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域の場合は、事前、29条時に添付すること。</li> <li>申請者から市長あての文書とし、申請理由、内容を明記すること。</li> <li>申請者の住所、氏名を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	変更理由書	-	○	-	-	○	-	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者から「大津市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市長名</span> 様」あての文書とし、変更理由、変更内容を箇条書きで明記すること。</li> <li>申請者の住所、氏名を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	誓約書 (様式5)	-	-	-	-	-	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>朱印のものを添付すること。</li> <li>日付を記入すること。</li> <li>開発区域及び関連区域に含まれるすべての地番を記入すること。</li> <li>面積は、開発区域及び関連区域それぞれを小数第2位まで記入すること。</li> <li>用途及び内容は、設計説明書の「開発の目的」と整合させること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	法34条の 各号説明資料	○	△	-	-	-	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域を含む場合に各号に該当することについて、基準書の記述に沿ってまとめること。</li> <li>説明資料の次にそれぞれの根拠資料を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13	許可通知書	-	-	-	-	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発許可通知書の写しを添付すること。(割り印のある許可条件、別紙等を添付)。</li> <li>開発事業協議書(変更協議書)がある場合は、その写しを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類）

\*32条、32条変更は各施設管理者に直接提出

番号	図 書 名	事前	事前変更	事前結果	*32条	32* 29条 変更	35 条の 2	摘 要	チ ェ ッ ク
14	設計説明書 (様式10) (様式10-1)  関連区域がある場合は、 右肩に（関連区域）とし、 別途作成すること。	○	○	—	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的は、「分譲住宅用地○区画」、「自己居住用住宅用地○区画」、「分譲又は賃貸共同住宅用地○区画（予定戸数○戸、○階建、○棟）」、「店舗用地○区画」等と記入すること。</li> <li>基本方針は、新設道路、接する道路（市道名、幅員）、接続先道路（市道名、幅員）、造成、排水（雨水、汚水）、水道・ガス、公園、消防施設、ごみ集積所その他公共施設等の計画について簡潔にコメントすること。</li> <li>共同住宅や店舗等の場合は、駐車場や駐輪場の台数、緑地等についてコメントすること。</li> <li>宅地以外に民有地を計画される場合は、その利用目的や管理者等についてコメントすること。（隣接造成地や駐車場用地、未利用地等）</li> <li>その他の欄には、関係法令を記入すること。</li> <li>計画人口は、3人／戸（戸建、ファミリーマンション）、1人／戸（リノムタイプマンション25㎡以下）とすること。</li> <li>人口密度単位は、人／haとし、数値は小数点以下第2位まで表示すること。</li> <li>記入の必要のない欄は斜線を引くこと。</li> <li>様式10-1について、土地利用計画平面図と整合をとること。</li> <li>様式10-1について、管理者、用地の帰属、摘要欄は、記載内容を担当課に確認した上で記入すること。尚、法29条については、法32条同意書の内容と整合させること。</li> <li>様式10-1について、該当項目の無い場合は、「該当なし」と記入すること。</li> <li>法定外道路、水路等の取扱いについては、路政課と協議しておくこと。</li> <li>事前変更、法32条変更、法35条の2の場合は、変更がなくても添付し、右肩に「変更なし」と表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
15	計画概要書	△	△	—	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>A=5, 000㎡以上の場合に添付すること。</li> <li>事業計画概要書作成要領に沿って作成すること。</li> <li>事前変更、法32条変更、法35条の2の場合で、当初に添付の場合は添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
16	新・従前 公共施設一覧表 (様式11)  関連区域がある場合は、 右肩に（関連区域）とし、 別途作成すること。	○	○	—	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のない場合は「該当なし」と記入すること。</li> <li>新公共施設は、設計説明書（様式10-1）と同様とすること。</li> <li>管理者、用地の帰属、摘要欄は記載内容を担当課に確認した上で、記入すること。尚、法29条については、法32条同意書の内容と整合させること。</li> <li>求積図と整合させること。</li> <li>数値は小数点以下第2位まで表示すること。</li> <li>変更がある場合は、その内容が分かるように表示すること。また、変更がない場合には右肩に「変更なし」と表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
17	法32条協議同意書	—	△	—	—	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等法32条協議のある場合は、同意書の写しを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
17 -1	法32条変更 協議同意書	—	—	—	—	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>法32条変更協議をした場合は添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類） \*32条、32条変更は各施設管理者に直接提出

番号	図 書 名	事前	事前変更	事前結果	*32条	*32条変更	29条	35条の2	摘 要	チ ェ ッ ク
18	開発協定書	—	△	—	△	△	△	△	・協定を締結した場合、開発協定書の写しを添付すること。 ・法35条の2の場合は、許可書に添付の写しとすること。 ・事前変更、32条変更の場合で、当初に添付の場合は写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
18-1	開発協定書の作成	—	△	—	△	△	△	△	・全ての要件協議が整ったら、法32協議書提出までに締結すること（必要に応じて）。 ・開発協定書の作成は以下のとおりとする。 〔協定文：大津市で作成する。 位置図、土地利用計画平面図、工程表はそれぞれ2部、要件処理一覧表、各課協議事項協議書、法人登記簿謄本（原本最新のもの）はそれぞれ1部用意する。 なお、図面はA3（縮小版）とする。〕	<input type="checkbox"/>
18-2	開発変更協定書	—	—	—	—	△	—	△	・開発協定書の変更を行なった場合は、開発変更協定書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
19	資金計画書 (様式12) (様式12-1)	—	—	—	—	—	○	△	・自己居住用、自己業務用（1ha未満）は不要。 ・収入と支出の金額を整合させること。 ・様式12と様式12-1の金額を整合させること。 ・様式12-1について、年度をまたがる場合は各年度に分けて工程表とも整合を図り、資金計画を記入すること。 ・開発区域を工区に分けて許可を受ける場合以外は、宅地処分収入を0とすること。	<input type="checkbox"/>
20	融資確認書/ 預貯金残高証明	—	—	—	—	—	○	△	・自己居住用、自己業務用（1ha未満）は不要。 ・自己資金の残高証明書、借入金分の融資証明書等を添付すること。（朱印のもの、3カ月以内）融資証明書には、融資目的、場所を明記すること。 ・原則として金融機関のものを添付すること。	<input type="checkbox"/>
21	設計者の資格調書 (様式13)	—	—	—	—	—	△	—	・都計法29条で1ha以上の場合は必要。 ・設計経歴は直近の経歴を記入すること。	<input type="checkbox"/>
22	卒業/資格免許証明書	—	—	—	—	—	△	—	・21番について、宅地造成工事規制区域内の場合、高さ5メートルを超える擁壁設置または切土又は盛土の面積が1,500㎡を超える土地に排水設備を設置する場合は必要。	<input type="checkbox"/>
23	申請者の資力信用調書 (様式14)	—	—	—	—	—	○	—	・自己居住用、自己業務用（1ha未満）は不要。 ・宅地造成経歴は直近の経歴を記入すること。 ・個人の場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
24	法人税/ 所得税納税証明書	—	—	—	—	—	○	—	・法人税、所得税納税証明書は、朱印のものを2カ年分添付すること。国税分と市税分（大津市）を添付すること。（税務署と市役所で発行。滞納がないこと。） ・申請者は、宅建業法に抵触しないよう留意すること。（宅建業免許書の写しを添付すること。）	<input type="checkbox"/>
25	法人登記簿謄本/住民票	—	—	—	—	—	○	—		<input type="checkbox"/>
26	事業経歴書	—	—	—	—	—	○	—		<input type="checkbox"/>
27	工事施行者の工事能力 調書（様式15）	—	—	—	—	—	○	△	・自己居住用、自己業務用（1ha未満）は不要。 ・各欄を漏れなく記入すること。	<input type="checkbox"/>
28	建設業登録証明書	—	—	—	—	—	○	△	・宅地造成工事等施行経歴は直近の経歴を記入すること。	<input type="checkbox"/>
29	相談書（回答）	△	—	—	—	—	△	—	・相談書の手続きをした場合、写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
30	事前協議事項通知書	—	—	○	—	—	—	—	・事前協議事項通知書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
31	事前協議 要件処理一覧表 (様式4-1)	—	○	○	—	—	—	—	・様式は、「付加要件」、「措置事項」、「備考（協議終了日）」の一覧表とすること。 ・記載内容は、各課協議事項協議書と整合させること。 ・開発調整課の各課協議事項協議書は不要とし、処理内容を記入すること。 ・処理内容を図書に反映すること。 ・法第32条同意の協議の要否を記入すること。	<input type="checkbox"/>
31-1	事前変更協議 要件処理一覧表 (様式4-1)	—	—	△	—	—	—	—	・事前変更協議を行なった場合に添付すること。	<input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類） \*32条、32条変更は各施設管理者に直接提出

番号	図 書 名	事前	事前変更	事前結果	*32条	*32条変更	29条	35条の2	摘 要	チ ェ ッ ク
32	各課協議事項協議書 (様式4)	-	○	○	○	△	-	-	・各課協議事項協議書の写しを添付すること。 ・法32条は担当課に関連する図書のみ添付すること。 (以下、番号33～35の図書も同様)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
32-1	各課協議事項 変更協議書	-	-	△	-	△	-	-	・事前変更協議を行なった場合に添付すること。	<input type="checkbox"/>
33	各課協議事項協議書 添付図書	-	-	○	○	-	-	-	・協議書添付図書が重複する場合は、1部でも可。 ・本申請書に別途添付されるものは、添付不要とする。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
33-1	各課協議事項 変更協議書添付図書	-	-	△	-	△	-	-	・事前変更協議を行なった場合に添付すること。	<input type="checkbox"/>
34	関係法令許可書	-	-	△	○	△	○	△	・関係法令の許認可が必要な場合は、写しを添付すること。 ・同時許可となるものは、許可申請書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
35	官民境界確定協議書	-	-	△	△	△	-	-	・官民境界がある場合は、確定協議書の写しを添付すること。 ・官民境界確認書添付図書が重複する場合は、1部で可。 ・変更に伴い新たな官民境界がある場合は、官民境界確定協議書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
36	公図	○	○	-	○	△	○	△	・方位を記入すること。 ・法定外道路「里道」(赤)、法定外水路「水路」(青)、開発区域(黄)、関連区域(緑)で着色すること。 ・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。 ・正本には、法務局発行印のあるものを添付すること。 (法29条以外は、登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可) ・最新のもの(発行日から3か月以内)とすること。 ・区域がまたがる場合は公図を合成し、調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入すること。 ・現況平面図と整合しているか確認すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
37	全部事項証明書 (土地及び建物)	△	-	-	○	△	○	△	・全部事項証明を添付すること。 ・正本には、法務局発行印のあるものを添付すること。 (法29条以外は、登記情報提供サービスで取得したものあるいは写しで可) ・最新のもの(発行日から3か月以内)とすること。 ・市街化調整区域の場合、事前に添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
38	開発区域内権利者 一覧表 (様式16)  関連区域がある場合は、 右肩に(関連区域)とし、 別途作成すること。	○	△	-	○	○	○	○	・土地だけでなく建物に関する権利ももれなく調査、記入すること。 ・各欄必要事項を記入すること。 ・所有者及び、抵当権者等(乙区)も記入すること。 ・同意の有無を記入すること。ただし、申請者が権利者の場合は、申請人と記入すること。 ・共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。 ・一部区域の場合は、摘要欄にその旨記入すること。 ・現況平面図と整合しているか確認すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
39	開発行為施行同意書 (様式17)  関連区域がある場合は、 右肩に(関連区域)とし、 別途作成すること。	-	-	-	-	-	○	△	・同意の日付を入れること。 ・朱印のものを添付すること。 ・申請者以外の全ての権利者の同意書を添付すること。 (抵当権や地役権、地上権等、所有権以外の権利者の同意書も必要なことに留意) ・開発行為施行同意書に記載の住所と全部事項証明書に記載の住所が相違する場合は、繋がりを証する書類を添付すること。 ・法35条の2について、法29条許可申請時から権利者が変更している場合は、変更許可申請時の権利者の同意書と本人確認書類を添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類） \*32条、32条変更は各施設管理者に直接提出

番号	図 書 名	事前	事前変更	事前結果	*32条	*32条変更	29条	35条の2	摘 要	チ ェ ッ ク
40	利害関係人等同意書	—	—	—	—	—	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>朱印のものと本人確認書類を添付すること。</li> <li>土地改良区、財産区等が公共施設等を管理している場合は、必要に応じて添付すること。</li> <li>排水同意等で、利害関係人の同意が必要な場合、添付すること。</li> <li>法定外道路、水路の付替等がある場合、利害関係人等について路政課と協議しておくこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
41	事前周知結果報告書 (様式2) / 説明会実施参加者名簿 (様式2-1) / 事前周知結果報告書に 関するチェックリスト	—	—	○	○	△	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認の日付を入れること。</li> <li>地元代表者の内容確認のサインを記入してもらうこと。 (内容確認であり、同意ではないことをしっかり説明すること。)(自己居住用住宅の場合は不要)</li> <li>近隣住民、地元自治会等に説明を行うこと。なお、住民理解が不十分の場合は、説明会を重ねること。</li> <li>隣接地権者には、漏れなく説明を行うこと。</li> <li>説明時の議事録を作成すること。(いつ、だれが、だれに、説明内容を明確に記入すること。留守の場合は、全ての訪問日を記入すること。)</li> <li>周知対象者が分かるように、開発区域から水平距離20m及び開発区域から幅員6.5メートル以上の道路に至るまでの道路を明示した地図を添付すること。また、議事録と照合しやすいよう、地図には周知対象者の氏名や番号等を表示すること。</li> <li>説明時に利用した資料や図面等を添付すること。</li> <li>対象者の漏れがないよう、「事前周知結果報告書に関するチェックリスト」において、各項目をチェックしたものを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
42	水理計算書	○	○	—	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の水理計算を行うこと。</li> <li>水路の排水勾配は、0.5%以上を確保すること。</li> <li>雨水排水計画平面図の縮小図を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		—	—	—	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域外の100倍程度の流域での流末の水理計算を行うこと。</li> <li>大津市開発許可制度に関する基準第8章I 5雨水排水施設に従い、所要の資料を添付すること。</li> <li>法32条は担当課に関連する図書のみ添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
43	放流先経路図 縮尺 1/ : 2,500 程度	○	△	—	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域から流出する雨水排水の経路図を作成し添付すること。(位置図を使用しても可)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
44	カタログ/ 構造物安定計算書	—	—	—	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次製品(擁壁、調整池等主要構造物)はカタログの写しを添付し、該当箇所に着色表示をすること。</li> <li>現場打ちの構造物は、安定計算書を添付すること。なお、二次製品でも安定計算の提出を要する場合がある。(設計条件は、各指針に則ったものであること。)</li> <li>宅地造成規制区域内は、大臣認定品を使用すること。</li> <li>設計に用いる載荷重は、実状に応じた適切な荷重とすること。(参考:木造2階建 q=10kN/m<sup>2</sup>程度)</li> <li>構造物、タイプごとにインデックスを付けること。</li> <li>法32条は担当課に関連する資料のみ添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
45	土量計算書	△	△	—	—	—	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>A = 1 ha 以上の造成又は切土、盛土の面積が 3,000 m<sup>2</sup> 以上の場合に添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
46	防災計画書	△	△	—	—	—	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>A = 1 ha 以上の造成時に添付すること。</li> <li>防災計画書作成要領に沿って作成すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
47	盛土全体の安定性の 検討	—	—	—	—	—	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模盛土造成地では造成の規模により盛土全体の安定性の検討を行うこと。</li> <li>「宅地防災マニュアルの解説」 p128、149 参照</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
48	工程表	—	—	—	—	—	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期は、申請書と整合させること。</li> <li>作成者氏名を記入すること。</li> <li>様式は、バーチャートとすること。</li> <li>具体的な日付ではなく、○ヶ月表示とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類） \*32条、32条変更は各施設管理者に直接提出

番号	図 書 名	事前	事前 変更	事前 結果	* 32 条	*32 条 変更	29 条	35 条 の 2	摘 要	チ ェ ッ ク
49	現況写真	○	△	—	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域（赤線）、関連区域（緑線）を表示すること。</li> <li>・区域界部及び全体が分かる写真を添付すること。</li> <li>・撮影方向位置図を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
50	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当チェックリストに記載のある事項を確認及びチェックし添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
51	その他	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かり易くするため、中表紙等を用い図書名毎にインデックスを付けること。</li> <li>・図書はファイル等に綴じること。</li> <li>・その他必要と思われる資料の提出を求めることがある。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

- 注1 表中、「事前」 は、事前協議  
「事前結果」 は、事前協議結果報告書  
「32条」 は、都市計画法第32条に基づく協議  
「29条」 は、都市計画法第29条に基づく許可申請  
「35条の2」は、都市計画法第35条の2に基づく変更許可申請
- 注2 表中、○印は、必要 一印は、不要 △印は、場合によっては、必要  
尚、事前変更、法第32条変更、法第35条の2の△印は、計画変更により当初から  
変更があった場合に必要。
- 注3 変更の場合  
・変更前後が1枚で表示できる場合  
変更前 「赤色」、  
変更後 「黒色」 の2段書き標記とする。  
・変更前後が2枚での表示となる場合  
変更前 「赤色」 右上肩に「変更前」、  
変更後 「黒色」 右上肩に「変更後」と標記する。
- 注4 32条変更の場合  
開発事業協議書（変更協議書）を開発調整課に提出し、承諾を得た上で各施設管理者に  
直接提出すること。

番号	図 書 名	事前	事前変更	事前結果	*32条	*32条変更	29条	35条の2	摘 要	チエック
全体		○	○	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面は、図面袋に入れること。</li> <li>・図面名、図番を書いた一覧表を図面袋に貼り付けること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	各図面共通事項	○	○	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺を表示すること。</li> <li>・区域界を明確に表示すること。（開発区域（赤線）、関連区域（緑線）で表記して下さい。）</li> <li>・図面名、図番、作成日、作成者等を記入すること。</li> <li>・各種平面図において、現況道路名、有効道路幅員、河川名等を表示すること。</li> <li>・できるだけTP表示で作図すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
1	現況平面図 縮尺:1/250程度	○	○	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出先構造物、取水・排水を図化すること。</li> <li>・区域内外の現況高を示すこと。</li> <li>・区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。</li> <li>・隣接地は、地番、所有者を表示すること。</li> <li>・一筆の一部区域である場合はメガネ表示すること。</li> <li>・地番界が分り難い場合は補助線で表示すること。</li> <li>・官民境界確定日、番号を表示すること。</li> <li>・公図に合わせて、法定外道路（赤）・法定外水路（青）を着色すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
2 の 1	土地利用計画平面図 （戸建住宅） 縮尺:1/250程度	○	○	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内は現況線を消去すること。</li> <li>・用途界、都市計画施設がある場合は表示すること。</li> <li>・河川に近接する場合は、河川区域（保全区域）を表示すること。</li> <li>・施設区分別に記号、面積、FH、幅員等表示すること。</li> <li>・隅切り寸法を表示すること。</li> <li>・施設区分別に凡例を設けて着色すること。</li> <li>・土地利用計画表（公共施設の範囲を明示）を表示すること。（宅地は、平均、最小の各面積を表示し、公園面積など必要となる公共施設等の基準値を併記すること。宅地以外に民有地を計画される場合は、管理者を表示すること。）</li> <li>・宅地に専用通路（階段を含む）がある場合、幅員、延長を表示すること。</li> <li>・宅地面積、有効道路幅員、公園面積等を確認すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
		—	—	—	—	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法29条、法35条の2は、閲覧用として使用するため1部追加すること。（2部提出）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
2 の 2	土地利用計画平面図 （共同住宅、店舗等） 縮尺:1/250程度	○	○	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内は現況線を消去すること。</li> <li>・用途界、都市計画施設の明示を受けること。</li> <li>・河川に近接する場合は、河川区域（保全区域）を表示すること。</li> <li>・施設区分別に記号、面積、FH、幅員等表示すること。</li> <li>・施設区分別に凡例を設けて着色すること。</li> <li>・宅地に専用通路（階段を含む）がある場合、幅員、延長を表示すること。</li> <li>・道路からの乗入口と幅員を表示すること。</li> <li>・駐車場寸法(2.5×5.0m以上、3.5×5.0m以上車いす使用)、台数、車路幅を表示すること。</li> <li>・駐輪場寸法、台数を表示すること。</li> <li>・土地利用計画表（公共施設の範囲を明示）を表示すること。（公園面積、緑地面積など必要となる公共施設等の基準値を併記すること。）</li> <li>・建築物概要を表示（建築面積、戸数、階数等）すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
		—	—	—	—	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法29条、法35条の2は、閲覧用として使用するため1部追加すること。（2部提出）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>







番号	図 書 名	事前	事前変更	事前結果	* 32条	32条変更	29条	35条の2	摘 要	チ ェ ッ ク
15	その他	○	△	—	○	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定建築物がある場合は、建物計画図（配置図、各階平面図、立面図）を添付のうえ、土地利用計画図に整合した内容とすること。</li> <li>・ 建築面積、延床面積の算定根拠を示すこと。</li> <li>・ 建物立面図には、最高高さを記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

- 注1 表中、「事前」 は、事前協議  
「事前結果」 は、事前協議結果報告書  
「32条」 は、都市計画法第32条に基づく協議  
「29条」 は、都市計画法第29条に基づく許可申請  
「35条の2」は、都市計画法第35条の2に基づく変更許可申請
- 注2 表中、○印は、必要 —印は、不要 △印は、場合によっては、必要  
尚、事前変更、法第32条変更、法第35条の2の△印は、計画変更により当初から変更があった場合に必要。
- 注3 変更の場合
- ・ 変更前後が1枚で表示できる場合  
変更無 「黒色」  
変更前 「黄色」 変更後 「赤色」  
構造図新規 「赤色」でタイトルに「新規」と標記  
構造図廃止 「黄色」で「×」で消去
  - ・ 変更前後が2枚での表示となる場合  
変更前 「黄色」でタイトルに「黄色」で「変更前」と標記  
変更後 「赤色」でタイトルに「赤色」で「変更後」と標記
- 注4 32条変更の場合  
開発事業協議書（変更協議書）を開発調整課に提出し、承諾を得た上で各施設管理者に直接提出すること。